


所管部課	福祉部 健康課	部長	吉沢 寿子		
件名	平成28年度東大和市予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>里帰り等の理由により、自己負担により実施した定期予防接種の費用を助成し、経済的負担を軽減することにより、予防接種を促進し、もって疾病予防を図るため、予防接種費用助成事業を平成23年度から実施している。</p> <p>平成28年10月1日から定期予防接種A類に追加となる、B型肝炎について助成の対象とするため、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表2（第5条第1項関係）助成の限度額に、下記の内容を追加する。                  予防接種名：B型肝炎                  助成の限度額：8,715円                  （市内接種委託料単価＋ワクチン代。消費税含む）</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 新たに定期予防接種の対象となるB型肝炎についても、適切な時期における予防接種及び経済的負担の軽減を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年 4月 1日 平成28年度東大和市予防接種費用助成金交付要綱施行                  6月22日 予防接種法施行令一部改正（10月1日施行）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。